

研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて

研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)【概要】

第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

1. 検討の背景

- 科学研究における不正行為は、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するもの。
- 厳しい財政事情にも関わらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中で、貴重な国費の効果的に活用する意味においても研究活動の公正性を一層確保すべき。

2. 不正行為に対する基本的考え方

(1) 研究活動の本質

- 研究活動とは、先人達の研究の諸業績を踏まえた上で、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為。

(2) 研究成果の発表

- 研究活動によって得られた成果を、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。

(3) 不正行為とは何か

- 研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり捏造、改ざん、盗用などがこれに当たる。

(4) 不正行為に対する基本姿勢

- 不正行為は、科学そのものに対する背信行為。研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるもの。研究者及び研究者コミュニティは、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むべき。
- 不正行為の問題は、知の生産活動である研究活動における「知の品質管理」の問題。

(5) 研究者・研究者コミュニティ等の自律・自己規律

- 不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、あるいは研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされるべき。

3. 不正行為が起こる背景

(1) 研究現場を取り巻く現状

- 先端的な分野を中心に、研究成果を少しでも早く世に出すという先陣争い。資金獲得競争が性急な成果主義を煽っている。
- 特に若手研究者は、任期付きでないポストを早く得るために、優れた研究成果を早く出す必要性に迫られる状況。

(2) 研究組織・研究者の問題点

- 研究者の研究そのものに対する使命感が薄れてきている。
- 研究活動の本質に基づく作法や倫理について、研究者を目指す学生や若手研究者が十分教育を受けていない状況。
- 指導者の中に、研究倫理や研究プロセスの本来のあり方を十分に理解していない者が存在。
- 組織の自浄作用が働きにくい状況。

4. 不正行為に対する取り組み

(1) 大学・研究機関等の不正行為への取り組み

- 研究活動に関して守るべき作法の徹底と研究者倫理の向上の取り組みが求められる。

(2) 文部科学省における競争的資金等に係る不正行為への対応

- 競争的資金に係る研究活動の不正行為について対応することとし、対応措置に関するガイドラインを検討。
- ガイドラインに基づき、文部科学省において規程等の整備。資金配分機関や大学・研究機関にガイドラインを提示。
- 不正行為への対応の取り組みが、研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ研究を活性化させるものとなるよう留意。

第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

- 競争的資金に係る研究活動の不正行為に、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人である資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するために整備すべき事項等について指針を示す。
- 各機関には、本ガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。資金配分機関には、競争的資金の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させることが求められる。

2. 研究活動の不正行為等の定義

(1) 対象とする不正行為

- 発表された研究成果の中に示されたデータ、情報または調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用。

(2) 対象となる競争的資金

- 文部科学省の競争的資金(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、21世紀COEプログラム、戦略的創造研究推進事業等13制度)、及び私立大学学術研究高度化推進事業。